

西部浄化センター  
下水汚泥固形燃料化事業

官民対話実施要領

令和3年 10月

松山市公営企業局

## 1. 実施要領の位置づけ

本要領は、令和3年8月6日に公表した西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）「第3 3 （8）官民対話の実施等」に基づき実施する、公営企業局と官民対話応募者（以下「応募者」という。）との対話方法等について定めるものである。

なお、本要領で使用する用語の定義は、本要領で特段の定めがある場合を除き、入札説明書等において使用される用語の定義と同じものとする。

## 2. 官民対話の目的

応募者が本事業の趣旨及び要求水準書等の内容をよく理解し、自らが有するノウハウや創意工夫等を提案書に十分反映できるよう、公営企業局と直接対話を実施する。

なお、直接対話は公営企業局と応募者とが対面等により行い、双方とも誠実かつ建設的な意見交換を行うことを念頭に、以下の目的を達成するために行うものとする。

＜官民対話の目的＞

- ① 公営企業局の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解促進
- ② リスク分担等を中心に相互の役割分担等についての齟齬を回避
- ③ 事業提案書の要求水準の未達を防止
- ④ それらをもって創意工夫の発揮による優れた提案の実施

## 3. 官民対話の概要

### （1） 官民対話の申込方法

様式集に示す「様式 2-5 官民対話の申込書」及び「様式 2-6 官民対話における質問書」を用いて必要事項を記載の上、下記（2）の期間内に、電子メールの添付ファイルとして以下の送付先に送信し、送信後、電話により着信確認を行うこと。

＜電子メール送付先＞

松山市公営企業局 管理部 下水浄化センター

電話：089-922-3162

電子メール：kg-gesuijouka@city.matsuyama.ehime.jp

### （2） 受付期間

令和3年10月5日（火）から令和3年10月14日（木）午後3時まで

### （3） 官民対話の対象者

資格審査通過者でかつ、上記（1）の所定様式を（2）の期間に提出したもの。

応募グループの全ての構成員等の参加を義務付けるものではないが、代表企業は必ず参加すること。参加人数は、10名以内とすること。なお、やむを得ない事情により、参加者に変更が生じる場合は、事前に公営企業局へ報告を行い、承諾を得ること。

### （4） 実施日時及び場所

実施日時：令和3年10月28日（木）～29日（金）の間で、公営企業局が指定する日時

実施時間：入室から退室まで、1グループ当たり最大1時間程度

受付場所：中央浄化センター 2階 会議室

#### (5) 結果の公表

対話の結果内容については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係り、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、以下の予定日に松山市ホームページにて公表する。

官民対話の結果公表予定日：令和3年11月10日（水）

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると公営企業局が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

#### 4. 実施方法

- ① 官民対話は、対面・口頭による意見交換を原則とするが、相互の意思疎通を円滑に行うため、応募者が官民対話の場で、図・表等の補足資料の提示を認める。その場合は、官民対話の実施日に資料を10部持参すること。なお、パソコン、プロジェクター等を用いた説明は認めない。
- ② 官民対話への参加者は、申込書に記載の対話参加予定者のみ（最大10名以内）とし、追加は認めない。
- ③ 公営企業局は官民対話に先立ち、応募者に対して、事前回答（10/26日途）を書面にて提示する。なお、公営企業局は、「2. 官民対話の目的」に合致しない質問については、回答しない場合がある。
- ④ 「様式2-6 官民対話における質問書」により提出された議題以外の質疑を行うことは認めない。
- ⑤ 応募者は、官民対話実施日から11/2（火）までに、官民対話の全ての内容及び確認結果について文章にて記録し、「3 （1）官民対話の申込方法」に記載の送付先に提出すること。また、結果の作成に当たり、公営企業局と応募者の認識を統一するため、提出された記録内容に関して問合せ等を行うことがある。
- ⑥ 特別な理由がない限り、官民対話中の入退室、携帯電話等の通信機器及びカメラの使用は認めない。
- ⑦ 対話事項の件数に制限は設けないが、対話時間内に全ての対話事項が終わらなくとも、時間の延長は行わない。
- ⑧ 応募者は、公営企業局の事前回答の内容を確認したうえで、当日の進行及び時間管理を行うものとする。対話事項の順番は、応募者の判断において変更しても差し支えない。

#### 5. 留意事項

- ① 官民対話への参加は義務とするものではない。また、参加の有無は、候補者を選定する際の審査に一切影響しない。
- ② 官民対話には、本事業に係るアドバイザー契約を締結した企業の担当者が同席する。
- ③ 開始時間の5分前までに「3 （4）実施日時及び場所」の実施場所に集合すること。なお、開始時間の20分以上前に中央浄化センター場内に入場することは禁止する

- ④ 当日は、参加者全員の身分証明書（社員証等）を持参し、対話の開始前に本人確認を受けること。
- ⑤ 写真撮影、映像撮影は禁止する。

## 6. コロナウイルス感染症対策

### (1) 実施日の延期、官民対話の中止

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、公営企業局の判断により、実施日を延期し、若しくは実施を中止することがある。その際、公営企業局は、前日までに応募者に通知する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染状況及び天候不良（警報発令時等）その他の事由による対話の中止又はスケジュールの変更等を理由とした応募者の費用負担及び損害の発生に関する請求には応じない。

### (2) その他

- ① 対話の参加者は、マスクを着用するとともに、受付にて手指の消毒を行うこと。
- ② 37.0 度以上の発熱や咳・咽頭痛等の症状がある等、体調がすぐれない方は参加を見送ること。

以上